

総法研だより

—宇宙法研究部会—

宇宙法研究部会

部会長 高取由弥子 (58期)

現在、米民間企業のSpaceX社によるロケットの打上げ成功や、日本発の小型ロケットである「ホリエモンロケット」の打上げチャレンジなど、宇宙に関わるビジネスには、大きな注目が集まっています。

これまで、ロケットの打上げや衛星利用などの宇宙活動は、大企業が国家プロジェクトに参画する形で、ビジネスとしてチャレンジしてきました。

しかし、近時は、世界各国において、小型衛星の開発・軌道上での衛星の取引等が盛んに行われており、日本においても、大企業のみならず、様々な領域において宇宙活動を行うベンチャー企業(New Space)が登場し、民間企業が宇宙ビジネスを推進しています。民間の宇宙投資も増加しており、今後、宇宙観光旅行等民間の宇宙ビジネスへの参入が急激に増大すると予測されます。

このように、今や、宇宙ビジネスはまさに現実のものとして動き出しています。

昨今の国内外の民間宇宙活動の隆盛と2016年11月に宇宙2法を制定した我が国を含む世界各国の積極的な立法施策により、民間宇宙活動はいわば大立法時代を迎えており、その中で生まれる各々の法律に基づく適切な実務対応が弁護士に求められます。また、民間宇宙活動の特殊性として、その過程で万一事故が発生した場合の損害が甚大なものになるという点が挙げられます。たとえば、打上げロケットの落下は周辺地域に甚大な損害をもたらすおそれがあります。近年、宇宙のゴミ(スペース・デブリ)が重大な問題となっており、これは小さなものでも超高速で地球を周回しているため、衛星に衝突すれば機能不全を起こすなど、甚大な被害が生じ得ます。そのため、民間宇宙活動に関しては損害保険や国家補償に加え、取引契約における責任規定や損害発生の場合の訴訟対応などによる適切な責任配分が極めて重要であり、その意味でも、弁護士が果たすべき役割が極めて大きなものとなっています。

これらの弁護士が果たすべき役割に照らすに、弁護士が、国際公法・国際宇宙法・国内宇宙法・宇宙私法・

宇宙契約実務、あるいは宇宙関連紛争実務に関する知識経験を積むことは、民間宇宙活動に参与する大企業や中小企業といった一般の企業活動の取引の安全や促進のみならず、ロケット等の打上げや落下に関係する漁業者林業者等の様々な事業者、事業者団体等の活動、国民の安全について、弁護士がなし得る貢献をより一層高めることに、大きく資するものと考えます。

宇宙法研究部会は、2017年1月に、国連宇宙諸条約その他の国際宇宙法及び我が国の宇宙基本法の関連法域における理論と実務並びに宇宙ビジネス関連の各種取引契約の国際的実務についての研究を目的に、24名の設立メンバーにより発足しました。

脱稿日現在(2018年7月31日)、60期台の若手を中心に約70名の部会員が所属しており、これまでに、定期的な研究会の開催による会員相互の研鑽(主担当1名とトピック担当2名がテーマ毎に発表して討議・質疑応答する方式)を基本として、我が国を代表する国際宇宙法学者の青木節子慶應義塾大学教授・宇宙工学者の中須賀真一東京大学大学院教授、内閣府宇宙開発戦略推進事務局参事官2名等外部講師による部会内講演を実施しました。

なお、部会員約40名により執筆した「これだけは知っておきたい! 弁護士による宇宙ビジネスガイド~ New Spaceの潮流と変わりゆく法~」は2018年9月下旬に発刊予定です。

今後の活動としては、国立天文台見学やセミナーの開催を予定し、将来的には、諸々の法令のパブリックコメント徴求の時期に部会としてコメントの取纏め等積極的な発信を行うことも検討しています。

実務経験の有無に関係なく、宇宙法に関心がある方であればどなたでも大歓迎ですので、是非ともご参加を検討いただければ幸いです。

当部会にご関心をお持ちの方は、業務推進第2課の渡辺職員(03-3595-8582)までお問い合わせください。多くの会員の皆様のご参加をお待ちしております。